

# 四半期報告書

(第49期第3四半期)

自 平成22年10月1日  
至 平成22年12月31日

株式会社コロワイド

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

### 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

### 第3 設備の状況

### 第4 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	11
(4) ライツプランの内容	11
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(6) 大株主の状況	12
(7) 議決権の状況	12

#### 2 株価の推移

#### 3 役員の状況

### 第5 経理の状況

#### 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	15
(2) 四半期連結損益計算書	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	19

#### 2 その他

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第49期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社コロワイド
【英訳名】	COLOWIDE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 蔵人金男
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045（274）5970
【事務連絡者氏名】	経理部部长 久松 寛
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045（274）5970
【事務連絡者氏名】	経理部部长 久松 寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期 第3四半期連結 累計期間	第49期 第3四半期連結 累計期間	第48期 第3四半期連結 会計期間	第49期 第3四半期連結 会計期間	第48期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高（百万円）	80,285	77,425	27,557	27,226	106,637
経常利益（百万円）	1,891	2,073	1,358	1,355	2,955
四半期（当期）純利益（百万円）	536	532	1,527	1,341	1,486
純資産額（百万円）	—	—	15,132	24,218	24,094
総資産額（百万円）	—	—	84,457	87,548	87,665
1株当たり純資産額（円）	—	—	124.01	211.82	211.20
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	7.04	5.58	25.02	17.36	22.02
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	5.51	—	16.68	20.80
自己資本比率（％）	—	—	16.0	25.1	25.1
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	5,873	6,018	—	—	7,056
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	1,814	△4,989	—	—	1,419
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△4,502	△4,628	—	—	△1,376
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	7,472	7,787	11,386
従業員数（人）	—	—	2,498	2,465	2,549

（注）1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第48期第3四半期連結累計（会計）期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	2,465（8,046）
---------	--------------

（注） 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	36（—）
---------	-------

（注） 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1)生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比 (%)
(株)コロナ東日本 (百万円)	—	—
(株)アトム (子会社2社含む) (百万円)	63	—
その他 (百万円)	546	—
合計 (百万円)	609	—

#### (2)受注状況

当社グループは店舗の販売予測に基づき見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

#### (3)販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比 (%)
(株)コロナ東日本 (百万円)	15,616	—
(株)アトム (子会社2社含む) (百万円)	9,881	—
その他 (百万円)	1,683	—
合計 (百万円)	27,181	—

(注) 品目が多岐にわたるため、販売数量の記載を省略しております。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

##### (1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間における我が国経済は、新興国市場への輸出増加やエコポイント縮小に伴う駆け込み需要など関連企業の業績に持ち直しの動きが見られたものの、円高の進行やデフレの影響などによる雇用情勢の悪化懸念は依然として色濃く、全体としては厳しい状況で推移いたしました。

外食産業におきましては、客数減少に底打ちの兆しが見られるものの、価格競争は一段と熾烈な様相を示しており、客単価の下降傾向の続く厳しい環境が続いております。

このような状況の中、当社グループでは積極的な新規出店及び既存店の売上増加対策により、グループ成長力の強化に注力をしてまいりました。新規出店店舗につきましては、売上予測を上回ってきており、当第3四半期連結会計期間に入ってから、全店売上が前年並みに回復してきております。引き続き主力業態による新規出店並びに商品政策・販促政策を強化し売上高の伸長を図ってまいります。

コスト面につきましては、継続して取り組んでおります食材の効率的運用を背景とするBuying Powerの発揮及び内製品使用比率の向上、また、物流改善によるコスト削減により更なる原価率低減を実現しております。人件費では店舗運営において適正労働時間の厳守と教育訓練技術の向上を図ると共に、ワークスケジュールの電子化など管理の強化・効率化によりコスト低減をしております。また、販促費・水道光熱費を中心とした販管費の効率を高める取り組みを継続的に実施することで営業利益率の向上を図っております。

尚、当第3四半期連結会計期間における店舗政策につきましては、22店舗の新規出店（前年同四半期5店舗）、2店舗の閉鎖（前年同四半期2店舗）を行い、当第3四半期連結会計期間末の直営店舗数は891店舗（前年同四半期末871店舗）となっております。

以上のような施策を図ってまいりました結果、当第3四半期連結会計期間の連結業績につきましては、客単価低迷による既存店売上高の減少などの影響もあり、連結売上高は272億26百万円（前年同四半期275億57百万円）、連結営業利益は15億84百万円（前年同四半期16億35百万円）、連結経常利益は13億55百万円（前年同四半期13億58百万円）、連結四半期純利益は13億41百万円（前年同四半期15億27百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

##### ① ㈱コロワイド東日本

㈱コロワイド東日本は、関東、関西及び北海道地区において、主に、居酒屋業態の直営飲食店チェーン及びFC事業の多店舗展開をしております。

当第3四半期連結会計期間の業績につきましては、既存店売上高の減少等の影響により、売上高は156億16百万円、営業利益は12億94百万円となりました。

尚、店舗政策につきましては19店舗の新規出店を行い、当第3四半期連結会計期間末の直営店舗数は500店舗となっております。

##### ② ㈱アトム

㈱アトムは、中京、北陸、東北及び北関東地区において、主に、レストラン業態の直営飲食店チェーン及びFC事業の多店舗展開をしております。

当第3四半期連結会計期間の業績につきましては、既存店売上高の減少等の影響により、売上高は99億32百万円、営業利益は5億4百万円となりました。

尚、店舗政策につきましては2店舗の新規出店、2店舗の閉鎖を行い、当第3四半期連結会計期間末の直営店舗数は380店舗となっております。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローが3億5,200万円（前年同四半期3億3,400万円）、投資活動によるキャッシュ・フローが△1億3,100万円（前年同四半期2億7,500万円）、財務活動によるキャッシュ・フローが4億2,600万円（前年同四半期△1億6,300万円）となりました結果、前四半期連結会計期間末に比べ3億4,700万円増加し7億7,800万円（前年同四半期7億4,700万円）となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に減価償却費及びのれん償却額の計上によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出及び連結子会社の株式取得による支出によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に短期借入による収入によるものであります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

## 第3【設備の状況】

### (1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### (2) 設備の新設、除却等の計画

①当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却について完了したものは、次のとおりです。

#### 新設

セグメントの名称	設備の内容	対象店舗数	新設等の年月	摘要
(株)コロワイド東日本	店舗設備	19店舗	平成22年10月～12月	新規出店
(株)アトム		2店舗		
(株)ダブリューピージャパン		1店舗		
—	—	22店舗	—	—

②当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却計画は次のとおりです。

#### 除却

セグメントの名称	設備の内容	対象店舗数	除却等の年月	摘要
(株)アトム	店舗設備	3店舗	平成22年11月～平成23年2月	不採算店の閉鎖
—	—	3店舗	—	—

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	112,999,920
優先株式	30
第2回優先株式	50
計	113,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	75,284,041	75,284,041	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数500株
優先株式	30	30	—	(注) 1
第2回優先株式	30	30	—	(注) 2
計	75,284,101	75,284,101	—	—

(注) 1. 資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをした優先株式の内容は次のとおりであります。なお、単元株式数は1株であります。

#### 1. 優先配当金

##### (1) 優先配当金の額

当社は、期末配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という）、第2回優先株式を有する株主（以下「第2回優先株主」という。）又は第2回優先株式の登録株式質権者（以下「第2回優先登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下「優先配当金」という。）を支払う。

①平成21年3月31日までの事業年度に関して

優先配当金=100,000,000円×1.00%

②平成21年4月1日以降の事業年度に関して

優先配当金=100,000,000円×（日本円TIBOR+3.00%）

「日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円TIBORが上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。

- (2) 優先中間配当金の額  
当社は、中間配当を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「優先中間配当金」という）を支払う。  
優先中間配当金が支払われた場合においては、優先配当金の支払いは、優先中間配当金を控除した額による。
- (3) 累積条項  
ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という）については、優先配当金又は普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主若しくは第2回優先登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを優先株主又は優先登録株式質権者に支払う。
- (4) 非参加条項  
優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当はしない。
2. 残余財産の分配  
当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式1株につき100,000,000円及び累積未払優先配当金相当額を支払う。  
優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、このほか残余財産の分配は行わない。
3. 議決権  
優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
4. 買受け等  
当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に優先株式のみを買い受けることができる。  
優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。
5. 新株引受権等  
当社は、優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
6. 株式の分割又は併合  
当社は、優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

7. 取得請求

優先株主は、以下の定めに従い、優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

(1) 優先株主は、平成21年4月1日以降、毎事業年度の末日の翌日から1ヶ月以内（以下「請求期間」という。）において、優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

(2) 当社は、優先株主から(1)に定める請求があった場合、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会終結の日から2ヶ月以内に、優先株式1株につき100,000,000円に取得を行う日現在における累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金相当額の金銭を取得と引換えに交付する。

(3) (2)に定める日割未払優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得がなされる日（いずれも同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。ただし、平成21年4月1日に開始する事業年度において取得がなされる場合、優先配当金が優先株式1株につき1,000,000円であるとみなして、日割未払優先配当金相当額を計算する。

(4) (1)に定める請求は、請求期間が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び請求期間が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された価額の合計額を控除した金額（以下「限度額」という）を限度とし、限度額を超えて請求がなされた場合、抽選その他の方法により決定する。

8. 取得条項

当社は、いつでも、優先株式の全部又は一部を、優先株式1株につき100,000,000円に消却日現在における累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額を限度に取得することができる。優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。上記に定める日割未払優先配当金相当額は、取得日が属する事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、取得日が属する事業年度の初日から取得がなされる日（いずれも同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。ただし、平成21年4月1日に開始する事業年度において取得がなされる場合、優先配当金が優先株式1株につき1,000,000円であるとみなして、日割未払優先配当金相当額を計算する。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

10. 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

2. 資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをした第2回優先株式の内容は次のとおりであります。なお、単元株式数は1株であります。

1. 第2回優先配当金

(1) 第2回優先配当金の額

当社は、期末配当金を支払うときは、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下「第2回優先配当金」という）を支払う。

① 平成23年3月31日までの事業年度に関して

第2回優先配当金=100,000,000円×1.5%

② 平成23年4月1日以降の事業年度に関して

第2回優先配当金=100,000,000円×（日本円TIBOR+3.5%）

「日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の午前11時における日本円TIBORとして全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円TIBORが上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。

(2) 第2回優先中間配当金の額

当社は、中間配当金を支払うときは、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「第2回優先中間配当金」という）を支払う。

第2回優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回優先配当金の支払いは、第2回優先中間配当金を控除した額による。

(3) 累積条項

ある事業年度において、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第2回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「第2回累積未払優先配当金」という）については、第2回優先配当金又は普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に支払う。

(4) 非参加条項

第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、第2回優先配当金を超えて配当はしない。

2. 残余財産の分配
- 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、第2回優先株式1株につき100,000,000円及び第2回累積未払優先配当金相当額を支払う。
- 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
3. 議決権
- 第2回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
4. 買受け等
- 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、第2回優先株式のみを買受けすることができる。
- 第2回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、第2回優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。
5. 新株引受権等
- 当社は第2回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
6. 株式の分割又は併合
- 当社は、第2回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
7. 取得請求
- (1) 第2回優先株主は、平成23年4月1日以降いつでも、第2回優先株式1株につき100,000,000円に取得の効力発生日現在における第2回累積未払優先配当金相当額及び第2回日割未払優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第2回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。
- (2) (1)に定める第2回日割未払優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日（いずれも同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。
- (3) (1)に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む）の合計額を控除した金額（以下「限度額」という）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。

8. 取得条項

(1) 当社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第2回優先株式1株につき100,000,000円に取得日現在における第2回累積未払優先配当金相当額及び第2回日割未払優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第2回優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。

(2) (1)に定める第2回日割未払優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。

(3) (1)に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取りが実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む)の合計額を控除した金額(以下「限度額」という)を限度とする。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

10. 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	—	普通株式 75,284,041 優先株式 30 第2回優先株式 30	—	14,030	—	3,748

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	優先株式 30	—	優先株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記に記載されております。
	第2回優先株式 30	—	
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 222,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 74,001,000	148,002	同上
単元未満株式	普通株式 1,061,041	—	—
発行済株式総数	75,284,101	—	—
総株主の議決権	—	148,002	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社コロワイド	横浜市西区みなとみらい2-2-1	222,000	—	222,000	0.29
計	—	222,000	—	222,000	0.29

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

### (1) 普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	478	490	460	466	473	482	453	434	464
最低（円）	447	426	434	443	458	446	401	406	415

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### (2) 優先株式

非上場であり、該当事項はありません。

### (3) 第2回優先株式

非上場であり、該当事項はありません。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

### (1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
代表取締役	—	宇夫方 兼治	平成22年9月29日

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	8,007	11,597
売掛金	1,912	1,910
たな卸資産	※5 3,226	※5 2,702
その他	3,423	3,472
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	16,569	19,682
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	27,523	26,997
その他（純額）	※2 12,610	※2 9,782
有形固定資産合計	※1 40,134	※1 36,779
無形固定資産		
のれん	※6 7,617	※6 7,971
その他	1,118	927
無形固定資産合計	8,736	8,898
投資その他の資産		
敷金及び保証金	17,309	17,300
その他	4,938	5,192
貸倒引当金	△256	△303
投資その他の資産合計	21,991	22,189
固定資産合計	70,861	67,868
繰延資産	117	114
資産合計	87,548	87,665

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	5,863	4,761
短期借入金	1,535	272
1年内返済予定の長期借入金	11,866	13,260
未払法人税等	362	1,706
引当金	519	494
その他	9,631	9,128
流動負債合計	29,778	29,623
固定負債		
社債	4,725	5,275
長期借入金	22,518	25,027
引当金	18	23
資産除去債務	965	—
その他	5,323	3,621
固定負債合計	33,551	33,947
負債合計	63,330	63,570
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,030	14,030
資本剰余金	5,739	5,739
利益剰余金	2,665	2,664
自己株式	△126	△126
株主資本合計	22,307	22,308
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△282	△257
繰延ヘッジ損益	△12	△40
評価・換算差額等合計	△294	△297
少数株主持分	2,204	2,084
純資産合計	24,218	24,094
負債純資産合計	87,548	87,665

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	80,285	77,425
売上原価	25,625	24,287
売上総利益	54,660	53,137
販売費及び一般管理費	※1 51,771	※1 50,349
営業利益	2,888	2,788
営業外収益		
受取利息	28	31
受取配当金	10	15
不動産賃貸料	455	411
その他	121	104
営業外収益合計	616	563
営業外費用		
支払利息	946	801
社債利息	101	117
賃貸収入原価	345	308
その他	220	50
営業外費用合計	1,613	1,277
経常利益	1,891	2,073
特別利益		
固定資産売却益	14	11
関係会社株式売却益	1,885	—
持分変動利益	186	—
貸倒引当金戻入額	—	27
受取保険金	—	17
その他	124	5
特別利益合計	2,211	61
特別損失		
固定資産除却損	853	152
減損損失	185	82
店舗閉鎖損失引当金繰入額	144	5
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	624
その他	798	210
特別損失合計	1,982	1,074
税金等調整前四半期純利益	2,120	1,060
法人税、住民税及び事業税	1,588	533
法人税等調整額	△82	△168
法人税等合計	1,506	364
少数株主損益調整前四半期純利益	—	695
少数株主利益	77	163
四半期純利益	536	532

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	27,557	27,226
売上原価	8,884	8,506
売上総利益	18,673	18,719
販売費及び一般管理費	※1 17,038	※1 17,135
営業利益	1,635	1,584
営業外収益		
受取利息	8	10
受取配当金	4	—
不動産賃貸料	145	139
その他	39	44
営業外収益合計	198	194
営業外費用		
支払利息	297	269
社債利息	38	35
賃貸収入原価	114	104
その他	25	15
営業外費用合計	475	424
経常利益	1,358	1,355
特別利益		
固定資産売却益	8	0
関係会社株式売却益	1,260	—
持分変動利益	186	—
貸倒引当金戻入額	—	13
その他	8	△2
特別利益合計	1,464	10
特別損失		
固定資産除却損	131	20
減損損失	1	—
投資有価証券評価損	233	23
店舗閉鎖損失引当金繰入額	△63	5
その他	63	29
特別損失合計	366	79
税金等調整前四半期純利益	2,456	1,286
法人税、住民税及び事業税	932	193
法人税等調整額	△51	△362
法人税等合計	881	△169
少数株主損益調整前四半期純利益	—	1,456
少数株主利益	48	114
四半期純利益	1,527	1,341

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	2,120	1,060
減価償却費	3,246	3,216
その他の償却額	271	226
のれん償却額	1,183	995
受取利息及び受取配当金	△39	△46
支払利息及び社債利息	1,048	918
固定資産除却損	853	152
固定資産売却損益(△は益)	△14	6
減損損失	185	82
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	624
関係会社株式売却損益(△は益)	△1,885	—
持分変動損益(△は益)	△186	—
売上債権の増減額(△は増加)	△19	265
たな卸資産の増減額(△は増加)	△603	△523
仕入債務の増減額(△は減少)	912	1,102
その他	61	551
小計	7,135	8,631
利息及び配当金の受取額	18	27
利息の支払額	△849	△805
法人税等の支払額	△430	△1,835
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,873	6,018
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	34	—
有形固定資産の取得による支出	△2,474	△3,991
有形固定資産の売却による収入	82	91
敷金及び保証金の差入による支出	△253	△625
敷金及び保証金の回収による収入	1,165	546
子会社株式の取得による支出	—	△505
子会社株式の売却による収入	3,167	—
子会社の自己株式の取得による支出	△0	—
子会社の自己株式の処分による収入	423	—
その他	△331	△505
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,814	△4,989
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	9,177	3,831
短期借入金の返済による支出	△6,966	△2,569
長期借入れによる収入	3,820	4,693
長期借入金の返済による支出	△8,988	△8,597
社債の発行による収入	734	1,468
社債の償還による支出	△1,681	△2,618
配当金の支払額	△370	△528
少数株主への配当金の支払額	△65	△48
その他	△162	△259
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,502	△4,628
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	3,184	△3,599
現金及び現金同等物の期首残高	4,287	11,386
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 7,472	※1 7,787

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準適用指標第21号 平成20年3月31日)を摘要しております。これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益20百万円減少し、税金等調達前四半期純利益は645百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は972百万円であります。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計準22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 前第3四半期連結累計期間において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は10百万円であります。 (四半期連結キャッシュ・フロー計算書) 投資活動によるキャッシュ・フローの「子会社の自己株式の取得による支出」(当第3四半期連結累計期間は△0百万円)は、重要性が乏しくなったため、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示することとしました。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計準22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 営業外収益の「受取配当金」(当連結会計年度は5百万円)は、重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することとしました。 前第3四半期連結会計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。 なお、前第3四半期連結会計期間の特別利益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は10百万円でありませす。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 繰延税金資産の算定方法	繰延税金資産の回収可能性につきましては、当第3四半期連結累計期間における主な税務上の加減算項目を考慮し、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、当連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間  
 (自 平成22年4月1日  
 至 平成22年12月31日)

(販売促進引当金)

従来、株主優待券の利用により発生した費用は、利用時に費用処理しておりましたが、近年の株主数の増加に伴い金額の重要性が増したこと及び株主優待券の利用実績率を正確に把握する体制が整ったため、前連結会計年度末より費用負担見積額を販売促進引当金として計上しております。

当四半期連結会計期間末においては、当四半期連結会計期間末以降において発生すると見込まれる費用負担見積額を計上しております。

(連結納税)

当社及び当社の一部の連結子会社は、平成24年3月期より連結納税制度の適用を受けることにつき、承認申請を行いました。また、当第3四半期連結累計期間より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、44,575百万円 であります。</p> <p>※2 担保資産 担保に供されている資産で、企業集団の事業の運 営において重要なものであり、かつ、前連結会計 年度の末日に比べて著しい変動が認められるもの は、次のとおりであります。</p> <p>土地 4,562百万円</p> <p>3. 偶発債務 敷金及び保証金の流動化に伴う遡及義務 1,483百万円</p> <p>4. 保証債務 企業集団以外の会社等の金融機関借入金に対して 次のとおり保証を行っております。</p> <p>従業員 0百万円</p> <p>※5. たな卸資産の内訳は次のとおりです。</p> <p>商品及び製品 275百万円 仕掛品 109百万円 原材料及び貯蔵品 2,841百万円</p> <p>※6. のれんと負ののれんは相殺表示しております。</p> <p>のれん 7,618百万円 負ののれん 1百万円</p> <hr/> <p>相殺後ののれん 7,617百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、41,927百万円 であります。</p> <p>※2 担保資産</p> <p>土地 2,537百万円</p> <p>3. 偶発債務 敷金及び保証金の流動化に伴う遡及義務 1,483百万円</p> <p>4. 保証債務 企業集団以外の会社等の金融機関借入金に対して 次のとおり保証を行っております。</p> <p>従業員 1百万円</p> <p>※5. たな卸資産の内訳は次のとおりです。</p> <p>商品及び製品 240百万円 仕掛品 116百万円 原材料及び貯蔵品 2,345百万円</p> <p>※6. のれんと負ののれんは相殺表示しております。</p> <p>のれん 7,972百万円 負ののれん 1百万円</p> <hr/> <p>相殺後ののれん 7,971百万円</p>

## (四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1. 販売費及び一般管理費のうち主な項目及び金額は次のとおりであります。	※1. 販売費及び一般管理費のうち主な項目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 20,006百万円	給与手当 18,888百万円
地代家賃 11,422百万円	地代家賃 11,355百万円
減価償却費 3,082百万円	減価償却費 3,020百万円
のれん償却額 1,183百万円	のれん償却額 995百万円
賞与引当金繰入額 18百万円	賞与引当金繰入額 20百万円
	販売促進引当金繰入額 382百万円

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
※1. 販売費及び一般管理費のうち主な項目及び金額は次のとおりであります。	※1. 販売費及び一般管理費のうち主な項目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 6,753百万円	給与手当 6,609百万円
地代家賃 3,747百万円	地代家賃 3,792百万円
減価償却費 1,052百万円	減価償却費 1,057百万円
のれん償却額 360百万円	のれん償却額 316百万円
賞与引当金繰入額 △59百万円	賞与引当金繰入額 △56百万円
	販売促進引当金繰入額 113百万円

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 7,679百万円	現金及び預金勘定 8,007百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 207百万円	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 219百万円
現金及び現金同等物 7,472百万円	現金及び現金同等物 7,787百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 75,284,041株  
優先株式 30株  
第2回優先株式 30株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 222,736株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月17日 定時株主総会	普通株式	375	5	平成22年3月31日	平成22年6月18日	利益剰余金
	優先株式	111	3,726,360	平成22年3月31日	平成22年6月18日	利益剰余金
	第2回優先株式	45	1,500,000	平成22年3月31日	平成22年6月18日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

飲食店事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として直営店による飲食店チェーンの展開を行っております。業態の類似性、営業形態の共通性等を総合的に考慮し、「㈱コロナイド東日本」及び「㈱アトム」の2つを報告セグメントとしております。尚、「㈱アトム」は子会社2社を含んでおります。

「㈱コロナイド東日本」は、主に「手作り居酒屋 甘太郎」・「遊食三味 NIJYU-MARU」などの居酒屋業態の直営飲食店チェーン及びFC事業の多店舗展開をしております。

「㈱アトム」は、主に「にぎりの徳兵衛」・「ステーキ宮」などのレストラン業態の直営飲食店チェーン及びFC事業の多店舗展開をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	㈱コロナ イド東日本	㈱アトム	計				
売上高							
外部顧客への売上高	42,688	29,857	72,545	4,818	77,364	61	77,425
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	148	148	1,319	1,467	△1,467	—
計	42,688	30,005	72,693	6,138	78,832	△1,406	77,425
セグメント利益 又は損失 (△)	1,844	1,548	3,393	△69	3,323	△535	2,788

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム㈱における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、㈱バンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売、加工販売、㈱ダブリューピージャパンにおける飲食店経営及び㈱シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート（生チョコ他）の製造・販売となっております。

2. セグメント利益の調整額△535百万円には、のれんの償却額、未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	㈱コロワ イド東日本	㈱アトム	計				
売上高							
外部顧客への売 上高	15,616	9,881	25,498	1,683	27,181	44	27,226
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	50	50	536	586	△586	—
計	15,616	9,932	25,548	2,219	27,768	△541	27,226
セグメント利益 又は損失（△）	1,294	504	1,798	△0	1,798	△213	1,584

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム㈱における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、㈱バンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売、加工販売、㈱ダブリューピーージャパンにおける飲食店経営及び㈱シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート（生チョコ他）の製造・販売となっております。

2. セグメント利益の調整額△213百万円には、のれんの償却額、未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	211円82銭
1株当たり純資産額	211円20銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	7.04円
1株当たり四半期純利益金額	5.58円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額
	5.51円

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	536	532
普通株主に帰属しない金額(百万円)	117	113
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	418	419
期中平均株式数(千株)	59,469	75,062

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	25.02円
1株当たり四半期純利益金額	17.36円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額
	16.68円

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	1,527	1,341
普通株主に帰属しない金額(百万円)	39	37
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,487	1,303
期中平均株式数(千株)	59,466	75,061

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社コロワイド

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高山 勉 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 叙男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コロワイドの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コロワイド及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

株式会社コロワイド

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高山 勉 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 叙男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コロワイドの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コロワイド及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。